

指定管理者制度

今後の方向性は？



青谷 章 議員

答

図書館や公民館等への制度導入も研究する

問 公募と非公募の判断基準は。

答 総務部長

地域密着施設や土地を貸借し整備した施設を除いて、原則、公募としています。

問 応募条件は。

答 総務部長

原則、市内に事業所を置く法人その他団体です。

問 選定基準は。

答 総務部長

指定管理者候補者選定委員会です書類審査とプレゼン審査を行った後、市長が決定します。

問 指定期間は。

答 総務部長

社会経済情勢の変化への対応や施設の安定的経営を考慮し、原則、5年としています。

問 指定管理料の積算根拠は。

答 総務部長

標準的収支における赤字相当額を指定管理料の上限と定めています。

問 経営資源の採用基準は。

答 総務部長

標準的収支に基づき、利用料金等で賄える場合はその利用料金等で、逆にそれだけで賄えない場合は指定管理料での運営となります。

問 消費税（8%）増税に対して条例改正できない理由は。

答 総務部長

現在の使用料は旧町村で算出されたものが多く、その算出根拠が不明であるため、増税時期に合わせて一律3%相当分を上げることができないと判断しました。

しかし、近年の社会経済情勢を勘案すると使用料見直しの時期に来ていると考えています。今後、公共施設使用料を見直し、次期定例会に条例改正案を提出する予定です。

問 指定管理施設の長期的な改修計画は。

答 総務部長

優先度をつけて計画的に改修を行っていますが、全ての施設に大規模改修等を行うことは困難であることから、現在策定に取り組んでいる「公共施設等総合管理計画」の中で、譲渡や統廃合等について基本的な考え方をまとめていきます。

問 今後の指定管理者制度の方向性は。

答 総務部長

図書館や公民館等の施設における指定管理者制度の導入についても、今後研究していきます。



指定管理施設 道の駅藤樹の里あとがわ



指定管理施設 グリーンパーク想い出の森